（書式１－１５－３－４）

社外監査役委任契約書

社外監査役委任契約書

○○○○株式会社を甲、○○○○を乙として、甲乙間に次のとおり社外監査役委任契約を締結する。

（目的）

第１条　甲は、乙を甲の社外監査役として平成○○年○○月○○日付甲の第○○回定期株主総会で選任し、乙は甲の社外監査役として次条以下の内容で就任することを確認する。

（乙の地位）

第２条　乙は、過去に甲のあるいは甲の子会社の取締役、会計参与、執行役、支配人その他使用人になったことがない旨、甲に対し保証する。

（乙の義務）

第３条　乙は、甲の定款、監査役会規則その他会社規則ならびに会社法の規定を遵守し、甲の株主の利益を目的として甲の監査を誠実に行うものとする。

（報酬等）

第４条　甲が乙に対して支払う報酬及び賞与等は下記のとおりとする。

記

⑴　年俸○○○○万円（但し、均等に１２分し、毎月２５日付（同日が休日の場合はその直前の平日）に支払う）

⑵　賞与（甲の業績及び乙の甲に対する貢献度に応じて株主総会の決議に基づくもの）

⑶　退職金（株主総会での決議を条件とし支給する）

第５条１　乙は、職務上で知り得た監査上の秘密その他企業秘密を他へ漏らし

てはならない。

２　乙は、監査役退任後○年間、前項の義務を負うものとする。

第６条１　乙の任期は、第１条により選任された時から４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

２　甲が株主総会の決議により乙を再選する際は、別途契約を締結する。

以上契約の成立を証するため、本書２通を作成し、署名押印の上、甲乙各１通を保有する。

平成○○年○○月○○日

甲　○○県○○市○○町○○丁目○○番○○号
○○○○株式会社
代表取締役　○　○　○　○　　印

乙　○○県○○市○○町○○丁目○○番○○号
○　○　○　○　　印

解説

（第１条）

本契約は取締役会設置会社の場合である。

取締役会がある場合は、それを監視する監査役（会）か委員会の設置が必要である。

監査役の資格は、法定の欠格事由、定款による資格制限の点において、取締役の場合と同じである（会社法３３５条１項、３３１条１項、２項）。また、監査役は、会社・その子会社の取締役・支配人その他の使用人、または子会社の会計参与（会計参与が法人のときは、その職務を行うべき社員）・執行役を兼ねることができない（兼任禁止〔会社法３３５条２項〕）。その趣旨は、監査役の監査機関としての性質上、自己監査を防止するとともに、監査役の地位の独立性を確保し、もって監査の公正を図ることにある。

（第２条）

社外監査役とは、株式会社の監査役であって、過去にその株式会社またはその子会社の取締役・会計参与（会計参与が法人のときは、その職務を行うべき社員）・執行役または支配人その他の使用人となったことがないものをいう（会社法２条１６号）。

（第３条）

監査役が行う監査には、業務監査と会計監査とがある。商法特例法上の小会社や有限会社の監査役は会計監査のみを行っていた（旧商法２７４条１項、商法特例法２２条１項、２５条、有限会社法３３条の２　１項）。

今回の商法の改正によって有限会社法、商法特例法、商法が一本化したことに伴って、監査役に関する規定も整備されることになり、監査役は、原則として業務監査権限及び会計監査権限を有することになった（会社法３８１条）。

株式譲渡制限会社においては、定款で当該株式会社における監査役の権限を会計監査権限に限定することができる。ただし、監査役会を設置する株式会社又は会計監査人を設置する株式会社では、定款をもってしても監査役の権限を会計監査に限定することはできない。

（第４条）

監査役の地位の独立性を報酬等の面からも確保するために、監査役の報酬等（報酬、賞与その他の職務執行の対価として会社から受ける財産上の利益〔会社法３６１条１項括弧書〕）は、定款または株主総会の決議によって定めなければならない（会社法３８７条１項）。

（第５条）

企業秘密の保持義務については、会社の業務の内容等に応じて、社外監査役退職後も一定期間残存すると規定するのが一般である。

（第６条）

監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までである（会社法３３６条１項）。これは、監査役の独立性を保障するための規定であり、定款等によっても短縮をすることはできない点において、取締役の任期よりも厳格である（会社法３３２条１項対照）。

例外として、非公開会社の場合には、取締役の場合と同様に、定款によって１０年まで伸長することができる（会社法３３６条２項）。また、補欠監査役の任期は、定款によって、退任した監査役の任期の満了する時までとすることが認められる（会社法３３６条３項）。

（印　紙）

本件の契約書には、印紙は不要である。